

## 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の一部改正（再案）について

令和元年7月31日から同年8月31日の間において、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の一部改正（案）として

- 盗撮及び痴漢行為の明文化
- 盗撮に係る規制場所の拡大
- 盗撮の罰則強化

についての意見公募を実施させていただきました。

いただいた意見、関係機関との協議の結果、拡大する盗撮の規制場所を下記のとおり再度検討しています。

（前回検討していた規制場所）

<b>①不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設又は乗物</b>
（一例）
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 会社の事務室、学校・塾の教室</li><li>○ カラオケボックス・ネットカフェの個室</li><li>○ タクシー、貸切バス、会社の送迎バス、スクールバス</li></ul>
<b>②不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設で人が衣服の全部又は一部を着けない状態である場所</b>
（一例）
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 会社・学校・スポーツジムのトイレ、更衣室、シャワー室</li><li>○ ホテル・民宿の客室</li><li>○ 病院の診察室、マッサージ・エステの施術室</li></ul>



（新たに検討中の規制場所）

<b>①不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる場所又は乗物</b>
上記一例に同じ
<b>②人が衣服の全部又は一部を着けない状態である場所</b>
上記一例に同じ
<b>③住居</b>
（一例）
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住居内の浴室・トイレ</li><li>○ 住居内の寝室・リビング</li></ul>

※ 今回の意見公募では、赤字で示した規制場所の表記及び新たに規制場所として検討している「住居」についての意見を募集します。